

前回親会（令和6年3月1日開催）資料8-3「北海道生物多様性保全計画（第2次計画）  
本編・行動計画編・基礎資料編（たたき台）」に対する意見と対応

資料2-2

※（）内のページ番号は今回資料の見え消し版における該当ページを示しています。

※資料作成の都合上、御意見の言い回し等は一部変更しています。

| 関連部分   | 御意見  | 対応（案）   |
|--|--|---|
| 【行動計画編】<br>2（2）ページ<br>施策の基本的な考え方<br>5 回避・代償措置の<br>積極的な採用 | 影響が懸念される場合は、まずは、回避することが大原則であり、積極的に採用するという表現は不適切。   | 御意見を踏まえ、回避・低減措置をまずは検討すべき旨を明記しました。   |
| 【行動計画編】<br>9（9）ページ<br>基本方針1<br>取るべき行動1                   | とるべき行動の1の「ウ 損失・劣化した生態系の再生」に以下を施策として追加いただけないか<br>○道立自然公園、鳥獣保護区、優れた自然地域や道有林保護林等において、生物の生息状況や自然環境の状況を把握し、生態系の回復や生物多様性向上に向けた施策に着手します。  | 生物多様性に関する調査研究や情報収集については、損失・劣化した生態系の再生に係る様々な取組に関わることから、横断的・基盤的取組に記載しております。なお、具体的な施策については、調査・研究などの結果を踏まえ今後検討してまいりたいと考えています。 |
| 【行動計画編】<br>10（10）ページ<br>基本方針1<br>取るべき行動3                 | 半導体洗浄等でも使用されるPFAS（有機フッ素化合物）の規制についても触れるべき。  | 汚染の原因となる物質には様々なものがあることから、物質名については明示的に記載しておりませんが、事業所から発生する汚染対策については、基本方針1の取るべき行動3に考え方と関連施策を記載しております。                       |
| 【行動計画編】<br>11（11）ページ<br>基本方針1<br>取るべき行動4                 | トド等による漁業被害は、近年、来遊資源の減少に加え、自助努力（止め網自制、出漁の見合わせ等）により、減少傾向にあるが、依然として被害は続いており、漁業経営に大きな影響を及ぼしている。  | 御指摘については、基本方針1取るべき行動4の考え方の中でお示ししているとおり、影響が大きいものと考えており、引き続き対策を進めてまいります。  |
| 【行動計画編】<br>12（12）ページ<br>基本方針1<br>取るべき行動5                 | 農業において、家畜排泄物が河川等に影響を及ぼさないよう適正な処理を行うことも記載すべき。   | 御意見を踏まえ、考え方の記載において、家畜排せつ物について追記しました。  |
| 【行動計画編】<br>23（23）ページ<br>基本方針4                            | 道民だけではなく道内企業の国際的視点での行動変容も必要。本編では記載されているが行動計画では落ちている。消費活動のところに熱帯雨林の視点を入れる等しては。環境ラベル等は指標にも入ると思う。   | 事業者の変容については、取るべき行動2の考え方において、国際的な動向を踏まえた記載を行っておりますが、御意見を踏まえ、国際的な生物多様性への影響へも配慮する旨が明示的になるよう追記を行いました。                         |
| 【行動計画編】<br>31（32）ページ<br>指標一覧                             | 2030年までの指標として、以下を追加いただけないか<br>・生物種リストを作成した道立自然公園、鳥獣保護区、優れた自然地域や道有林保護林等の数（分類群はそれぞれ重要性の高いものなどでよいのでは）<br>・北海道/国内希少生物種の生息を確認している道立自然公園、鳥獣保護区、優れた自然地域や道有林保護林等の数（希少種保全の指標にもなる） | 本計画では指標について、目指すべき状態を測るためのものとして設定しておりますので、取組を評価する指標は設定しておりません。   |

| 関連部分   | 御意見   | 対応(案)  |
|--|---|--|
| <p>【行動計画編】<br/>31(32)ページ<br/>指標一覧</p>                        | <p>希少野生動植物種の保全などを検討する有識者会議の開催や生息・生育状況調査の実施の項目を具体的に評価するための指標がないので</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者会議の開催された希少野生動植物種の種数</li> <li>・生息・生育状況調査を実施した希少野生動植物種の種数</li> </ul> <p>を追加いただけないか。</p> | <p>本計画では指標について、目指すべき状態を測るためのものとして設定しておりますので、取組を評価する指標は設定しておりません。</p>   |
| <p>【基礎資料編】<br/>14(14)ページ<br/>5 9つの生態系とその特徴<br/>(2) 森林</p>    | <p>森林では、大規模に伐採して太陽光パネルを設置するなど、土砂流出リスク上昇や生息地消失など生物多様性の保全と逆行するような開発が進んでいる。このような再エネ開発では、アセスで止められない現状があり、これを補完する自然改変を抑制する仕組みづくりが必要。</p>   | <p>再生可能エネルギー発電施設の設置による自然環境の改変については、様々な議論があるものと承知しております。このため、基本方針1取るべき行動2や基本方針3取るべき行動1において、気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・低減について記載しております。</p> |
| <p>【基礎資料編】<br/>17(17)ページ<br/>5 9つの生態系とその特徴<br/>(3) 湿原</p>    | <p>湿原でも釧路湿原で非常に大きな面積で太陽光パネルが設置され、希少な動物などの生息環境が失われている。このような再エネ開発では、アセスで止められない現状があり、これを補完する自然改変を抑制する仕組みづくりが必要。</p>  |  |
| <p>【基礎資料編】<br/>18(18)ページ<br/>5 9つの生態系とその特徴<br/>(4) 河川・湖沼</p> | <p>河川は、鮭、ししゃも等をはじめ生物の産卵場にもなっており、河川整備においては、生息環境の保全を考慮することが必要。</p>  | <p>河川における動植物の生息・生育環境の保全は、生物多様性の保全上重要であるものと認識しています。このため、基本方針2取るべき行動2において、河川整備に係る施策を掲載しております。</p>  |